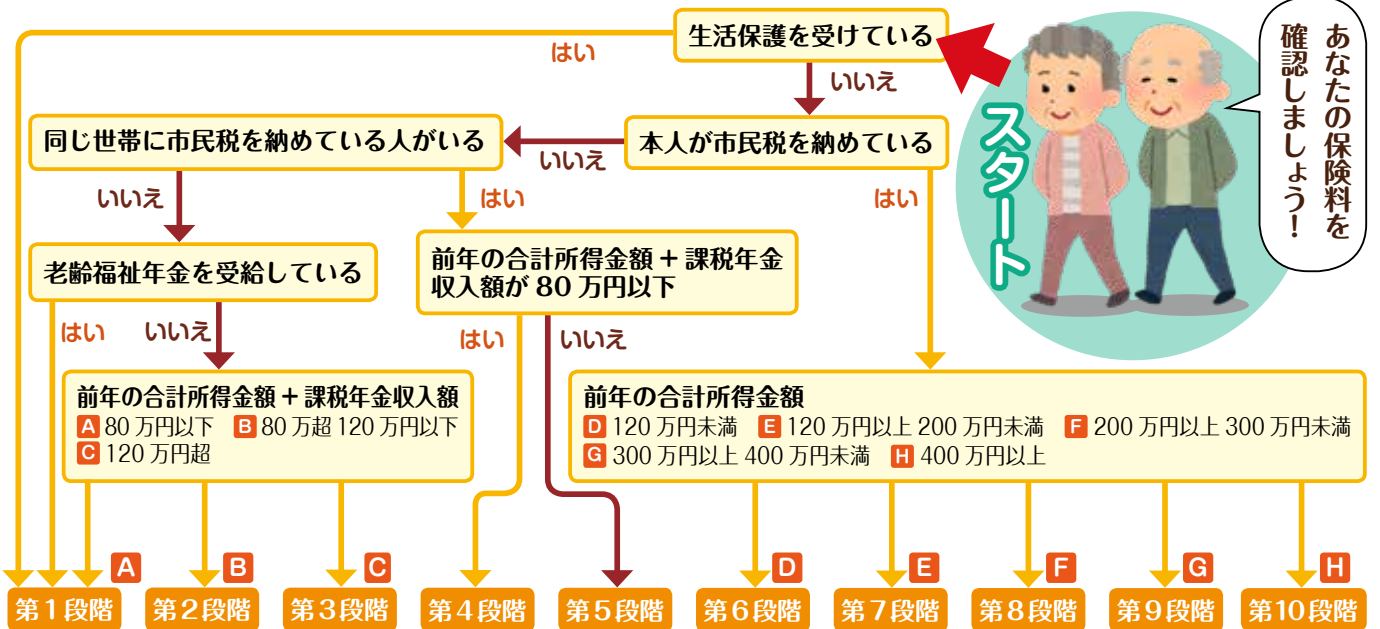


# 65歳以上の人 の介護保険料の基準額（平成30～32年度）が 年額 64,800 円（月額 5,400 円）になりました

65歳以上の人（第1号被保険者）の介護保険料は、筑西市の介護保険サービスにかかる費用などから算出された「基準額」をもとに、みなさんの所得に応じて決まります。

「基準額」は、3年ごとに策定する「介護保険事業計画」に基づいて見直しをしています。この計画は、地域における高齢者数や要介護者数などの現状を踏まえて、今後3年間の高齢者数及びサービス見込み量を推計し作成されています。



所得段階	対象者	条別に定める負担割合 A	公費軽減割合		本人負担割合 C (A-B)	介護保険料 (年額) C × 基準額
			対象年度	B		
第1段階	生活保護受給者、世帯全員が市民税非課税の老齢福祉年金受給者及び世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下	0.50	H 30	0.05	0.45	29,200 円
			H 31・32	0.20	0.30	19,400 円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円を超え 120 万円以下	0.75	H 30	-	0.75	48,600 円
			H 31・32	0.25	0.50	32,400 円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が 120 万円を超える	0.75	H 30	-	0.75	48,600 円
			H 31・32	0.05	0.70	45,300 円
第4段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下	0.90	-	-	0.90	58,300 円
第5段階 (基準額)	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円を超える	1.00	-	-	1.00	64,800 円
第6段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 120 万円未満	1.20	-	-	1.20	77,700 円
第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 120 万円以上 200 万円未満	1.30	-	-	1.30	84,200 円
第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 200 万円以上 300 万円未満	1.50	-	-	1.50	97,200 円
第9段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 300 万円以上 400 万円未満	1.70	-	-	1.70	110,100 円
第10段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 400 万円以上	1.80	-	-	1.80	116,600 円

※公費による低所得者（第1～3段階）の保険料軽減割合は、国が定める軽減の範囲内で保険者が定めます。社会保障と税の一体改革の一環として消費税の増税分をあてることとしているため、平成30年度は第1段階のみの軽減となります。なお、平成31年度以降に予定している第1段階の軽減拡大や第2・3段階の公費軽減は、消費税上げ時の実施となります。